

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置のお知らせ

この制度は、高齢者や障がいをお持ちの方等が居住している住宅について、次の要件を満たしたバリアフリー改修工事をした場合、市に申告することにより改修住宅の固定資産税が1年度分3分の1減額できる制度です。

1 要件

(1) 居住者について

次に掲げる項目のいずれかに該当する方が、改修住宅に居住していること。

- ア 65歳以上の方（工事が完了した翌年の1月1日時点）
- イ 介護保険法による要介護認定若しくは要支援認定を受けている方
- ウ 障がい者の方（地方税法施行令第7条に定める障がいのある方）

(2) 改修する住宅について

- ア 新築後10年以上経過した賃貸住宅を除く住宅であること。
- イ 床面積が、50㎡以上280㎡以下であること。
- ウ 併用住宅の場合、居住部分の床面積が総床面積の50%以上あること。

(3) 改修工事について

次に掲げる全ての要件に該当する必要があります。

ただし、屋外に行った改修工事は、本制度の対象工事には該当なりません。

- ア 令和8年3月31日までに完了した工事であること
- イ 改修後の住宅の床面積が50㎡以上であること

+

- ・次に掲げるいずれかの改修工事が行われていること
- ア 介助用車いすで容易に移動するための、通路または出入口の拡幅工事
- イ 階段の勾配緩和工事
- ウ 浴室の改良工事
- エ 便所の改良工事
- オ 手すりの取付け工事
- カ 床の段差解消工事
- キ 出入口の戸を改良する工事
- ク 床表面の滑り止め化工事

(4) 工事費について

前述の(3)の改修に係る工事費が50万円超（屋外工事は除く）であること。

※ ただし、バリアフリー改修工事に係るいわき市等の補助金の支給を受けている場合、改修工事費から補助金を差し引いた額が50万円超である必要があります。

2 減額内容

減額措置の適用については、住宅1戸につき1回までです。

適用年度	適用床面積	内容
改修工事完了年の翌年度1年度分	改修住宅の床面積のうち100㎡まで	改修住宅に係る固定資産税の3分の1を減額

3 申告手続き

改修工事完了日から3か月以内に、次に掲げる書類等を用意したうえで申告してください。

高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税減額申告書

+

- ア 居住者の要件を確認できる書類（住民票、介護保険被保険者証、障害者手帳等）
- イ 工事内容を確認できる書類（工事明細書の写し、改修前・改修後の写真等）
- ウ 改修工事費用が確認できる書類（領収書の写し、補助金等の交付決定通知書の写し等）

4 その他

他の制度との併用は「省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置」のみ適用できます。